

西予市再生可能エネルギー発電施設の
適正な設置及び維持管理に関する条例について

(解説・届出マニュアル)

令和2年4月
生活福祉部 環境衛生課

目次

第1章 全般的事項

1 本条例の目的と基本理念（条例第1条、第3条）	1
2 定義（条例第2条）	1
3 事業者・市民・土地所有者の責務（条例第5条・第6条・第7条）	
(1) 事業者の責務	3
(2) 市民の責務	3
(3) 土地所有者の責務	3
4 条例の標準的な手続の流れ	4

第2章 事業区域

1 禁止区域（条例第8条）と抑制区域（条例第9条）	
(1) 禁止区域について	6
(2) 抑制区域について	7

第3章 設置・変更・審査・廃止手続

1 事前協議（条例第10条）	
(1) 事前協議の趣旨	8
(2) 事前協議における手続き（規則第3条）	8
2 周辺関係者への説明（条例第11条）	
(1) 周辺関係者への説明の趣旨	8
(2) 周辺関係者への説明の仕方	8
(3) 周辺関係者の理解を得るための対応例	9
(4) 施設設置後の対応	9
3 事業の届出（条例第12条）	
(1) 届出書類の作成（規則第4条第2項）	9
(2) 変更届書類の作成（規則第4条第2項、第3項）	10
4 審査（条例第13条、第14条、第15条）	
(1) 審査の基準（規則第6条）	10
(2) 西予市環境審議会への諮問（規則第5条）	11
(3) 審査の結果（規則第7条第1項）	12
(4) 意見に対する措置（規則第7条第2項）	12
5 事業の実施に係る届出（条例第16条）	
(1) 各種届の提出（規則第8条）	12
(2) 事業完了後の確認	13

6 標識の提示 (条例第17条)	
(1) 標識について (規則第9条)	13
7 施設の維持管理 (条例第18条)	
(1) 施設設置後の適切な維持管理について	13
(2) 維持管理における周辺関係者への対応	13
8 施設の廃止 (条例第19条)	
(1) 廃止の届出 (規則第10条第1項)	13
(2) 廃止完了後の通知 (規則第10条第2項)	13
第4章 指導・勧告、公表	
1 指導又は勧告 (条例第20条)	
(1) 指導又は勧告について (規則第11条)	14
2 公表 (条例第21条)	
(1) 公表について	14
(2) 公表に伴う事前通知について (規則第12条)	14
第5章 経過措置	
1 経過措置 (条例付則)	
(1) 既存施設等に対する本条例の適用について	15
第6章 様式集	16

第1章 全般的事項

1 本条例の目的と基本理念（条例第1条、第3条）

環境への負荷の少ない循環型社会を構築するためには、再生可能エネルギーの有効利用を積極的に推進していくことが必要であり、全国で太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー発電施設の導入が進められています。しかしながらその一方で、再生可能エネルギー発電施設の建設では、不十分な施工の事例による災害発生の恐れや、立地地域でのトラブル、山林伐採による自然や景観破壊、事業終了後の施設放置に係る懸念等が全国的な課題となっています。

国重要文化的景観等にも選ばれる本市における美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境はかけがえのない財産であり、再生可能エネルギーは、地域と共生し調和のとれた利用促進を図っていく必要があります。そのためには、地域における再生可能エネルギー発電施設の安全性・信頼性の確保及び自然環境・生活環境との調和を図ることが重要であることから、新たに「西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定し、事業者に対して発電施設の適正な設置及び維持管理を求めていくこととしました。

なお、条例の公布日（令和2年4月1日）以降、条例の制度について一定の周知期間及び事業者の準備期間が必要であることから、本条例の施行日は令和2年7月1日としています。

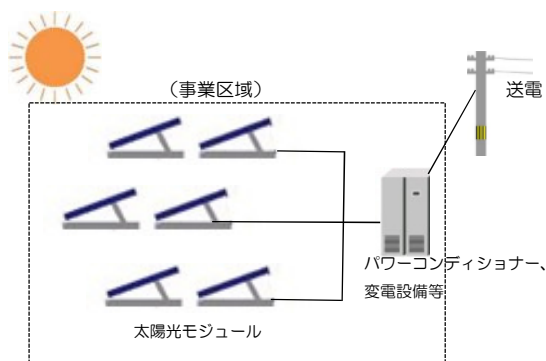


2 定義（条例第2条）

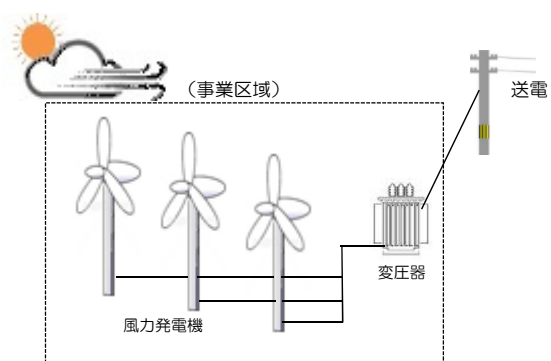
(1) 再生可能エネルギー発電施設

太陽光を電気に変換する太陽光発電施設と、風力を電気に変換する風力発電施設設備をいい、それらを設置及び維持管理するために必要な付帯設備や土地も含みます。

太陽光発電施設イメージ



風力発電施設イメージ



(2) 再生可能エネルギー発電事業

太陽光発電施設又は風力発電施設を利用して発電を行う事業のことをいいます。

① 太陽光発電事業

発電出力が10キロワット以上（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。）のものが対象事業です。

② 風力発電事業

発電出力が10キロワット以上（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する風力発電施設の合算した出力が10キロワット以上となる場合を含む。）のものが対象事業です。

※ただし、①及び②の対象事業でも、建築物の屋根、壁面又は屋上に設置される施設や、電気事業者等に電気を供給しない施設は、以下の理由により本条例の適用外としています。

ア 建築物の屋根、壁面又は屋上に発電施設を設置する場合

建物と一体的に設置されることにより、建物の所有者等によって日常的に維持管理が適正になされると考えられるため。

イ 電気事業者その他の者に電気を供給しない施設

事業者が発電施設で発電した電気を全量自社消費する場合についても、事業者によって発電施設が日常的に管理されると考えられるため。

（3）事業者

再生可能エネルギー発電事業を行う発電施設の設置者や管理者をいいます。

- ・設置者：施設の設置を行う者を指します。FIT 法の認定を受けた事業者が一般に該当するものと考えられます。
- ・管理者：施設を維持管理する者で、設置者から委託を受け、又は事業を受け継いで施設を維持管理する者を指し、設置者が引き続き管理者となる場合も含むものとします。

（4）事業区域

事業区域とは、施設を設置及び維持管理する上で必要となる土地の区域であり、道路（建築基準法第42条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道）から施設までの進入路（当該施設へのアクセスのために必要な管理道等）や敷地を安定させるために造成する部分（法面や擁壁、排水施設等を含む。）も含まれます。

（5）該当行政区

該当行政区とは、太陽光発電事業の場合は、事業区域を含む行政区（自治会）を指します。

一方、風力発電事業の場合は、事業区域を含む行政区に加えて、発電出力の合計が50キロワット以上1000キロワット未満の事業は事業区域から500メートルの範囲内に居住者のある行政区を、1000キロワット以上の事業は事業区域から1キロメートルの範囲内に居住者のある行政区を含み、複数の行政区（自治会）にまたがる場合がありますので注意が必要です。

（6）近隣住民等

近隣住民等とは、発電事業区域の隣接地等、事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められるすべての方をいいますので、事前に現地等の確認や該当行政区の自治会長等への聞き取りを行うなどの調査が必要です。

（7）周辺関係者

周辺関係者とは、（5）該当行政区及び（6）近隣住民等を併せて示すときに使う用語です。

3 事業者・市民・土地所有者の責務（条例第5条・第6条・第7条）

（1）事業者の責務

① 関係法令等の遵守、災害発生防止、自然環境・生活環境の保全、周辺関係者等との良好な関係

事業者は、電気事業法、FIT 法等の関係法令及び本条例に加えて、太陽光発電施設の場合は、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）及び環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインを遵守するとともに、事業の実施にあたっては、特に事業が災害や自然環境・景観及び生活環境に与える影響について十分に精査し、災害の発生防止並びに良好な自然環境・景観及び生活環境の保全のために必要な措置を検討した上で、事前に周辺関係者に説明して同意・理解を得る等、事業を実施する地域との良好な関係維持に努めてください。

② 適切な設置・維持管理、廃止に要する費用の確保

事業者は、施設の適切な設置と維持管理に努めることはもちろん、計画的に資金を積み立てておく等、施設の維持管理や廃止に要する費用を確保しておく必要があります。

③ 事故及び紛争時の解決

事業者は、事業の実施に伴い事故等が発生した場合や、周辺関係者とトラブルが生じた場合は、事業者の責任において解決し、再発防止に努めてください。

（2）市民の責務

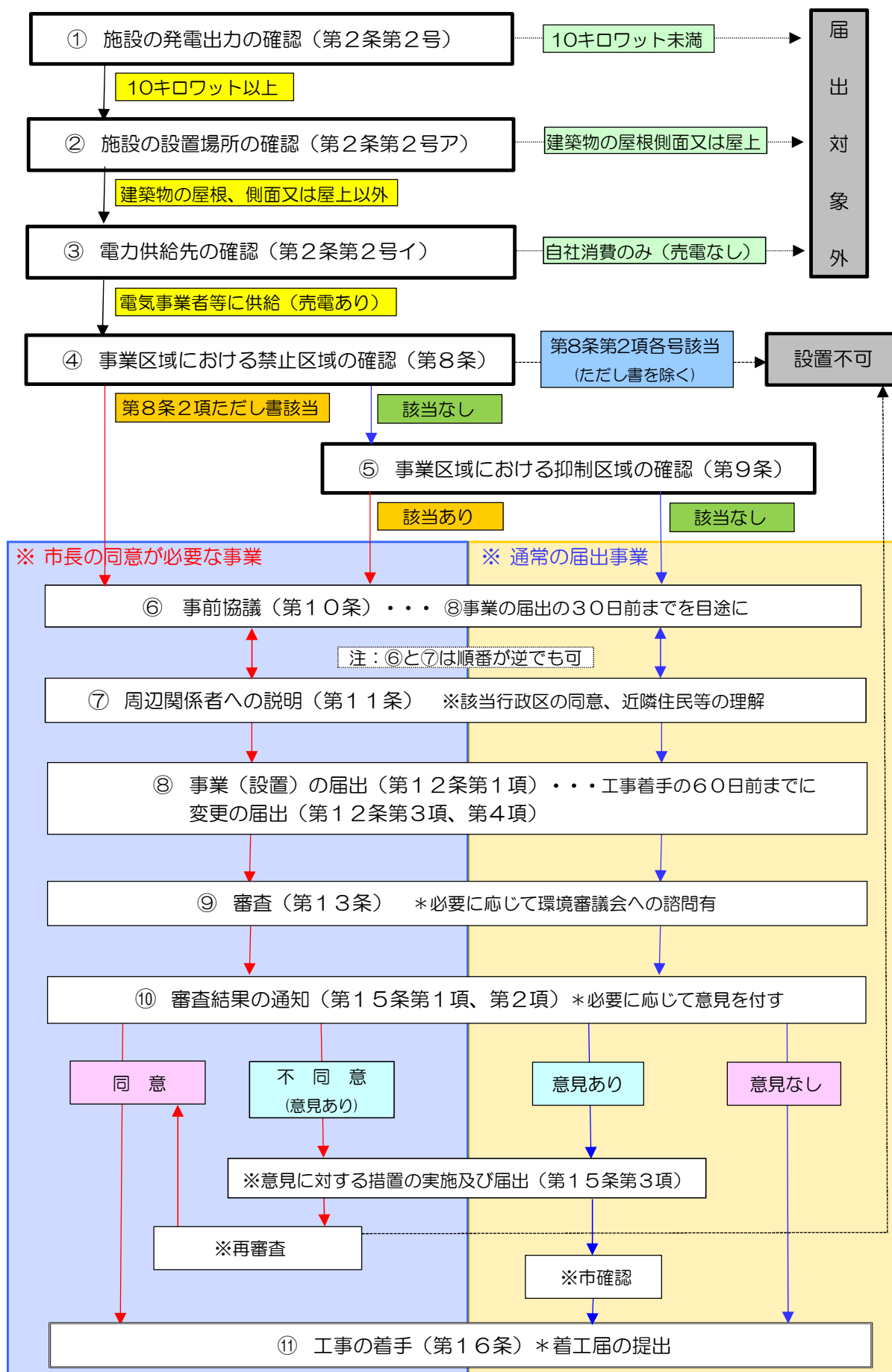
市民の責務として、条例の目的及び基本理念に則り、市の施策及び条例に定める手続きについて協力するように努めてください。

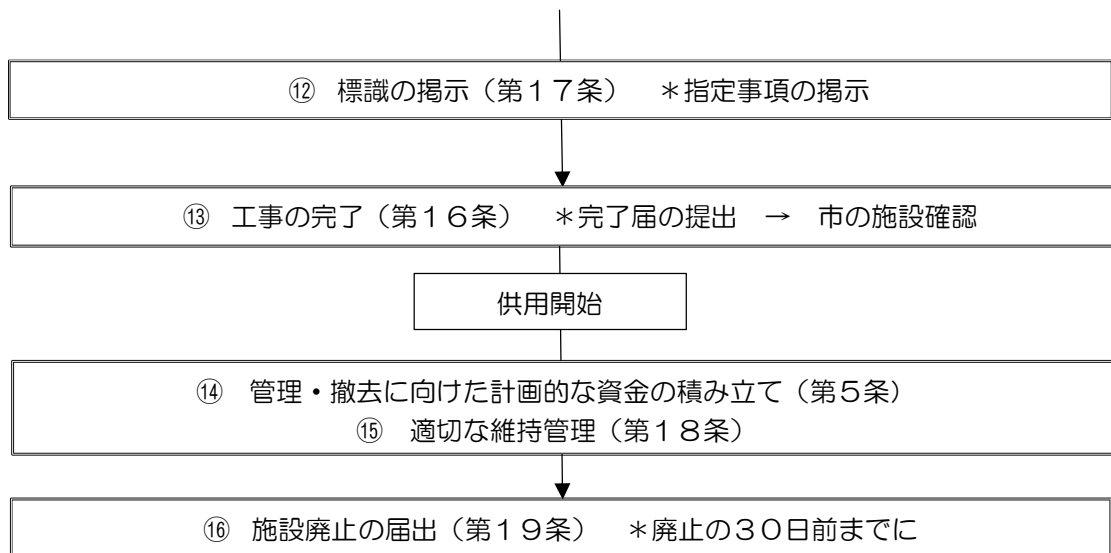
（3）土地所有者等の責務

土地所有者の責務として、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なう恐れのある事業者に対しては、当該土地を使用させることのないように努めてください。

4 条例の標準的な手続の流れ

○ 発電施設の設置に伴う手続の流れ（カッコ内は条例条項）





※ 指導・勧告、公表について

○ 指導又は勧告 (第20条)

- (1) 正当な理由なく、第11条第2項に規定する該当行政区の同意、又は第12条第2項の規定による市長の同意を得ないで設置工事に着手したとき。
- (2) 正当な理由なく、第12条第1項の規定による届出の前、又は第15条第3項の規定による届出の前に設置工事に着手したとき。
- (3) 第12条第1項、第3項又は第4項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。
- (4) 第15条第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。
- (5) 第16条第1項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。
- (6) 第19条第1項、第2項の規定による届出を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。
- (7) 適正な設置及び維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与える恐れがあるとき。
- (8) 市長が必要と認めるとき。

○ 公表 (第21条)

- (1) 正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表
- (2) 公表しようとするときは、あらかじめ事業者はその理由を通知

第2章 事業区域

1 禁止区域（条例第8条）及び 抑制区域（条例第9条）

（1）禁止区域について

事業者が発電施設の設置場所を検討するにあたり、土砂災害等が発生する恐れが極めて高いと認められる区域、並びに良好な自然環境、景観又は、歴史的、文化的価値があり、これらの保全が特に必要と認められる区域を、事業の「禁止区域」として指定するものです。

災害が発生する恐れが極めて高いと認められる指定区域

- ① 地すべり防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- ② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- ③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- ④ 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の砂防指定地

自然環境及び景観、歴史・文化の保全が特に必要と認められる指定区域

- ⑤ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第134条第1項の規定に基づき選定された西予市内の重要な文化的景観区域及び、第143条第1項の規定に基づき西予市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区の区域
- ⑥ 西予市景観条例（平成27年西予市条例第3号）第5条第1項により策定された景観計画の設定区域
- ⑦ その他、市長が特に認める区域

事業者は、禁止区域を事業区域に含めることはできません。

ただし、①～④の災害が発生する恐れが極めて高いと認められる指定区域において、次の要件に該当する場合には、禁止区域を事業区域に含めることの検討が可能となりますが、この場合、県・市等の関係機関への事前確認及び、該当行政区（自治会）の同意を得た上で、施設の設置に係る工事着手の60日前までに事業届出書を市に提出して「市長の同意」を得る必要があります。

要件・・・想定される土砂災害等による施設の損壊等が生じた場合でも、事業区域が人家、学校、道路等から離れている等の理由により、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害の恐れがないことが明らかであると市長が認める場合

※禁止区域の確認方法

区域の種類	確認機関
① 地すべり等防止法の地すべり防止区域	・愛媛県西予土木事務所
② 急傾斜地の崩壊による災害の発生の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域	
③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害警戒及び土砂災害特別警戒区域	・市役所建設課 ・愛媛県西予土木事務所
④ 砂防法第2条の砂防指定地	・愛媛県西予土木事務所
⑤ 市内の重要な文化的景観区域及び市内の伝統的建造物群保存地区の区域（景観区域：明浜町狩浜地区・保存地区：宇和町卯之町地区の一部）	・市役所スポーツ・文化課 ・市役所経済振興課
⑥ 西予市景観条例により策定された景観計画の設定区域（明浜町狩浜地区・城川町田穂地区）	・市役所建設課

(2) 抑制区域について

災害の防止、良好な自然環境、景観又は、歴史的、文化的価値、森林、農地等の保全のために配慮が必要と認められる以下の区域を、事業者に対して事業区域に含めないように協力を求める「抑制区域」として指定するものです。

- ① 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 3 号の国定公園及び第 4 号の県立自然公園
- ② 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律 88 号）第 29 条の特別保護地区
- ③ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 6 項第 1 号イの農用地区域及びロの集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地
- ④ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の保安林
- ⑤ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項の河川区域及び同法第 54 条第 1 項の河川保全区域
- ⑥ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条第 22 項の風致地区
- ⑦ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 92 条第 1 項の埋蔵文化財を包蔵する土地
- ⑧ 建設省砂防課長通達（昭和 41 年 10 月 14 日）の土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所）区域
- ⑨ ツル・コウノトリの飛来地域、国の特別天然記念物や絶滅危惧種、その他希少な動植物が生息、自生している地域、歴史上又は学術上重要な自然環境や景観を有している地域、四国西予ジオパークにおけるジオサイト等、保全に向けた配慮が必要と認められる区域
- ⑩ その他、市長が認める区域

事業者は、抑制区域を事業区域に含めないように努めてください。

抑制区域を事業区域に含める場合には、県・市等の関係機関への事前確認及び、該当行政区（自治会）の同意を得た上で、施設の設置に係る工事着手の 60 日前までに事業届出書を市に提出して「市長の同意」を得る必要があります。

※抑制区域の確認方法

区域の種類	確認機関
① 自然公園法第 2 条第 3 号の国定公園及び第 4 号の県立自然公園	・市役所建設課 ・愛媛県県民環境部自然保護課
② 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条の特別保護地区	・市役所林業課 ・愛媛県県民環境部自然保護課
③ 農地法第 4 条第 6 項第 1 号イの農用地区域及びロの集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地	・市役所農業水産課 ・西予市農業委員会
④ 森林法第 25 条の保安林	・市役所林業課 ・愛媛県農林水産部森林整備課
⑤ 河川法第 6 条第 1 項の河川区域及び同法第 54 条第 1 項の河川保全区域	・愛媛県西予土木事務所
⑥ 都市計画法第 9 条第 22 項の風致地区	・市役所建設課
⑦ 文化財保護法第 92 条第 1 項の埋蔵文化財を包蔵する土地	・市役所スポーツ・文化課
⑧ 建設省砂防課長通達の土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所）区域	・市役所建設課 ・愛媛県西予土木事務所
⑨ ツル・コウノトリの飛来地域、国の特別天然記念物や絶滅危惧種、その他希少な動植物が生息、自生している地域、歴史上又は学術上重要な自然環境や景観を有している地域、四国西予ジオパークにおけるジオサイト等、保全に向けた配慮が必要と認められる区域	・市役所環境衛生課 ・市役所まちづくり推進課ジオパーク推進室

第3章 設置・変更・審査・廃止手続

1 事前協議（条例第10条）

（1）事前協議の趣旨

事業者は、発電施設の設置に先立ち、市の下記担当課との事前協議が必要です。これは、設置の届出手続に入る前に、実施しようとする事業計画の概要を事前に確認して必要な助言を行うことで、届出後の手続の円滑化と手続中の手戻り等が極力生じないようにするためです。

再生可能エネルギー発電事業届出窓口（担当課）

生活福祉部 環境衛生課（本庁舎2F TEL:0894-62-1132）

（2）事前協議における手続（規則第3条）

事業者は、市に発電事業の届出を行う30日前（事業に着手する90日前）までを目途に、予め市の担当課に連絡の上、以下の書類を持参して事前協議を行ってください。事業者から提示された資料に基づき、市担当課は必要に応じて助言などを行います。

- ① 再生可能エネルギー発電事業計画書（様式第1号）
- ② 位置図、区域図
- ③ 地籍図（地番、地目、所有者等を記入）
- ④ 現況写真

2 周辺関係者への説明（条例第11条）

（1）周辺関係者への説明の趣旨

発電施設の設置にあたり地域とのトラブルを防止するため、「① 周辺関係者へ事業計画の事前説明を行うこと」、「② 該当行政区（自治会）の同意（同意書）を得ること」、「③ 近隣住民等の理解を得られるように努めること」を本条例で義務付けています。

（2）周辺関係者への説明の仕方

事業計画の説明は、該当行政区（自治会）と近隣住民等を対象とし、該当行政区の同意と近隣住民等の理解が得られるように、誠実かつ丁寧な説明を心がけてください。

① 該当行政区（自治会）のまとまった対象者に説明を行う場合

自治会長と相談の上で、関係者が一同に集まる「説明会」を開催するように努めてください。その場合、欠席者に対しては、後日、自治会から説明をしていただくのか、事業者が個別に説明又は書面による説明を行うのかを自治会長と相談して対応してください。

② 近隣住民等の個別の対象者に説明を行う場合

関係者の人数に応じて個別に説明するのか、説明会を開催又は該当行政区の説明会に同席していただくのかを検討して実施してください。なお、事業区域に隣接しているのが道路等の場合でも、道路等を挟んだ土地や建築物について所有権等の権利を有する者も近隣住民等に含みますので、説明を行う必要があります。

【説明会を開催する場合の留意点】

開催場所	公会堂、公民館、小中学校等の体育館など、周辺関係者が参集しやすい場所
開催日時	夜間や土日など、周辺関係者が参集しやすい日時
開催回数	周辺関係者の人数及び開催場所の規模を考慮して設定
周知方法	地区回覧板、案内文書の郵送などを活用（関係者への周知の方法は、対象者に漏れないよう自治会の回覧などを活用し十分な対応を図ることが必要。）

【説明資料についての留意点】

説明資料は簡易なものではなく、届出書の添付書類の内容が十分反映されたものを使用してください。

【個別説明とする場合の留意点】

対象者の在宅時間帯を事前に把握するなど、対象者に漏れないように行ってください。

(3) 周辺関係者の理解を得るための対応例

説明会等においては、事業計画の内容を十分に説明してください。

特に住民は、施設の設置に伴う地域の自然環境や生活環境に及ぼす影響や災害発生について心配しています。（全国における地域とのトラブル事例の多くが、事業者が事業区域や周辺環境に関する事前調査や周辺関係者への説明を十分に行っておらず、必要な措置や対策を講じていないことが原因です。）

事業者の責務として、事業が地域の自然環境及び生活環境に与える影響と災害発生の可能性について事前に十分な調査を行い、必要な措置を検討した上で、必ずその点も含めて説明を行うようにしてください。

反対意見があった場合でも、その意見を十分に聴いた上で、その対策について丁寧に説明を行い、必要に応じて事業計画を見直すなど、理解が得られるように努めてください。

3 事業の届出（条例第12条）

(1) 届出書類の作成（規則第4条）

事業の届出は、事業に着手する60日前までに、「再生可能エネルギー発電事業届出書(様式第2号)」に以下の添付書類を添えて、市担当課へ提出してください。

添付書類	備考
1 再生可能エネルギー発電事業計画書	(様式第1号)
2 法人の登記事項証明書	事業者が法人の場合
3 住民票抄本	事業者が個人の場合
4 位置図、区域図	事業区域の現況写真を添付
5 土地利用計画図	平面図
6 土地造成計画図	平面図、断面図
7 給排水計画図	平面図、断面図
8 流量計算書	
9 排水施設構造図	
10 建築物設計図	平面図、立面図、断面図
11 工作物設計図	平面図、立面図、断面図
12 地籍図、登記事項証明書（全部事項）	説明に係る範囲、地番、所有者、地目が明記されているもの
13 該当行政区説明会報告書及び同意書写し	(別紙1) ※同意書の様式は自由。なお協定書を締結する場合には、同意書に替えて協定書の写しでも可
14 近隣住民等説明報告書	(別紙2)
15 施設の維持管理費用及び廃止費用積立計画書	廃止予定時期までの積立計画
16 他法令による許認可等の写し	許認可を受けている場合
17 その他、市長が必要と認める書類	

- ・提出部数 : 3部（正本1部、副本2部）
- ・処理期間 : おおよそ40日（期間には閉庁日は含みません。）

(2) 変更届出書類の作成 (規則第4条第2項、第3項)

事業計画の変更内容によって提出時期や必要な提出書類が異なるため、事業計画に変更が生じることが判明した場合は、早い段階で市担当課に相談してください。

① 「事業者の氏名及び住所の変更」

事業を別の事業者を引き継ぐ場合は、十分な引継ぎを行ってください。また、該当行政区や近隣住民等に対して協定書又は覚書等を締結している場合は、当該事項が新たな事業者に引き継がれるように、責任をもって対応してください。

なお、事業者の変更後は、速やかに周辺関係者に報告するとともに、「事業者変更届出書(様式第3号)」を市担当課へ提出してください。

② 「事業を行う位置及び事業の計画」又は「事業に係る設計又は施工方法の変更」

設置工事に関する重要な変更であることから、これらを変更しようとする場合は事前に周辺関係者への説明を行い、該当行政区の同意を得た上で、「事業者変更届出書(様式第4号)」に事業の届出時に添付した書類のうち変更事項に係る書類を添付し、市担当課へ提出してください。

- ・提出部数： 3部(正本1部、副本2部)
- ・処理期間： おおよそ30日(期間には閉庁日は含みません。)

4 審査(条例第13条、第14条、第15条)

(1) 審査の基準(規則第6条)

事業の届出に基づき、市で事業計画の審査を実施します。審査は、事業計画の内容や周辺関係者との関係性が以下の基準を満たしているかを確認します。

※審査基準一覧

① 施設の設置に係る防災上の措置に関する事項
ア 盛土、切土及び埋土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路又は排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。
イ 造成を行う場合は、当該造成が宅地造成等規制法第3条第1項の宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の技術的基準の例による基準に適合したものであること。
ウ 傾斜度が30度以上である土地に施設を設置する場合は、土質試験等に基づく地盤の安定計算を行っていること。この場合において、当該地盤の安全を保つための措置を講じる必要があると認められる場合にあつては、当該措置が講じられていること。
エ 事業区域内の雨水、その他の地表水を排除することが可能な排水施設の設置又は必要な措置が講じられていること。
オ 排水路、河川その他の排水施設の放流先の施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他の適切な施設が設置されていること。
カ その他市長が必要と認める施設の設置に係る防災上の措置に関する基準
② 事業区域の周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項
ア 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限のものであること。
イ 施設の設置事業に伴う土砂の流失等による濁水の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
ウ 設置工事の施行に使用する工事車両による排出ガスの排出を抑制し、並びに騒音及び振動を防止するために必要な措置が講じられていること。

エ	西予市景観条例（平成 27 年西予市条例第 3 号）に基づき、良好な景観を保全するために必要な措置が講じられていること。
オ	施設の設置事業に伴う自然環境及び自然動植物に与える影響を、可能な限り回避するように努めていること。
カ	発電設備及び発電設備に係るパワーコンディショナー、変圧器、分電盤、フェンス等の付属設備は、周囲の景観に調和した色彩とすること。
キ	太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものとする。
ク	太陽光発電設備の事業区域が住宅等に近接している場合は、太陽光の反射によるまぶしさを与えないようにするため、植栽、フェンスの設置その他の必要な措置が講じられていること。
ケ	太陽光発電設備又は風力発電設備の事業区域が住宅等に近接している場合は、発電設備から生じる騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。
コ	風力発電設備の事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電設備の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含めた、日影対策のための適切な措置が講じられていること。
サ	風力発電設備の設置にあたっては、テレビジョン放送の電波その他の電波に障害を発生させないための必要な措置が講じられていること。
シ	その他市長が必要と認める事業区域の周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する基準
③ 施設の設計の安全性の確保に関する事項	
ア	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 9 条第 1 項の規定による事業計画の認定を申請した場合にあっては、当該認定を受けているか、又は認定を受けることが確実であると見込まれること。
イ	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 9 条第 1 項の規定による事業計画の認定の申請をしていない場合にあっては、同条第 3 項の認定における再生可能エネルギー発電設備の設計に関する技術的基準の例による基準に適合したものであること。
ウ	その他市長が必要と認める施設の設計の安全性の確保に関する基準
④ 周辺関係者との良好な関係性に関する事項	
ア	事業計画の内容及び施設の設置について、該当行政区の同意及び近隣住民等の理解が得られていること。
イ	周辺関係者から意見の申し出に対し、意見を申し出た周辺関係者と協議し、適切に対応していること。

（2）審査における西予市環境審議会への諮問（規則第 5 条）

審査において、以下のような慎重な審査が求められる案件の場合には、必要に応じて市の付属機関である「西予市環境審議会」に意見を求める場合があります。この場合、審議会の日程調整等の開催準備に日数を要しますので、審査に係る処理期間は延長されます。

- ① 条例第 8 条第 2 項のただし書に該当する禁止区域又は第 9 条第 2 項各号に規定する抑制区域において行おうとする、市長の同意が必要な事業の場合、
- ② 事業が周辺関係者の生活環境や自然環境・景観等に影響を及ぼす恐れがある場合
- ③ 事業の届出にあたり、周辺関係者の理解が得られていると認められない場合
- ④ 審査会に諮問した事業において、申請時の事業内容から大きな変更がなされる場合
- ⑤ その他、市長が特に必要と認める場合

(3) 審査の結果（規則第7条第1項）

審査の結果は、「審査結果通知書（様式第5号）」にて通知します。

なお、条例第8条第2項のただし書に該当する禁止区域、又は第9条第2項各号に規定する抑制区域において行おうとする市長の同意が必要な事業については、審査結果通知書に同意の有無を記載して通知します。

また、審査にあたって、災害の発生の防止又は良好な自然環境・景観、若しくは生活環境の保全、又は周辺関係者との関係性等、事業の実施に問題等があると認められる場合には、審査結果通知書に意見を付して通知します。

注：審査結果に意見が付されている場合は、次項（4）の「意見に対する措置」を実施して、市の確認又は市長の同意を得るまでは、事業に伴う工事に着手しないでください。

(4) 意見に対する措置（規則第7条第2項）

審査結果通知書に意見が付されている場合は、事業者は意見事項に対して必要な措置を講じ、その結果を「審査意見措置届出書（様式第6号）」にて市担当課へ届出て、市の確認を得てください。なお、条例第8条第2項のただし書に該当する禁止区域、又は第9条第2項各号に規定する抑制区域において行おうとする市長の同意が必要な事業については、再度審査を実施し、審査結果通知書にて同意の有無を通知します。

5 事業の実施に係る届出（条例第16条）

(1) 各種届（着工・完了・中止・再開）の提出（規則第8条）

現場における施設の設置工事の（着工・完了・中止・再開）時には、「工事届出書（様式第7号）」に以下の書類を添付して、速やかに市担当課に提出してください。

届出内容		必要書類
着工届	現場における施設の設置工事に着手したとき（注1）	・ 工事工程表
完了届	施設の設置工事が完了したとき	・ 工事着手前、完了後の状況が分かる写真（同一アングルで撮影） ・ 各種工事の工程の状況が分かる写真 ・ 構造物・造成工事の出来形測定写真 ・ 届出図書（変更届出図書）に対して、朱書きで実測値、使用材料、規格値等を記載したもの。 （※完成時の値等と届出時の値等が対比できるようにすること。）
中止届	施設の設置工事を中止するとき	・ 工事着手前、中止時点の状況が分かる写真（同一アングルで撮影） ・ 各種工事の工程の状況が分かる写真
再開届	中止した施設の設置工事を再開するとき	・ 新たな工事工程表

（注1）着工届における工事着手の範囲には、事業区域における造成工事を含むものとし、現地調査、測量、樹木の伐採等の準備工は含まないものとします。なお、工事は必要な法的手続等を行った上で着手してください。

- ・ 提出期限： 着工・完了・中止・再開後に速やかに
- ・ 提出部数： 3部（正本1部、副本2部）

(2) 事業完了後の確認

施設の設置工事が完了し事業者から事業完了届が提出された後に、完成した施設が届出（変更届出）を受けた事業計画の内容に適合しているかについて、事業者に対し、関係資料の提出と必要な範囲で市職員の事業区域への立ち入り確認を要請する場合があります。

6 標識の掲示（条例第 17 条）

(1) 標識について（規則第 9 条）

標識は、発電事業についての計画を周辺関係者に周知するためのものであり、工事の着手時に事業区域内の公衆の見やすい場所に、以下の記載事項を表示して設置してください。

- | | | | |
|----------|-------------|------------------|-----------|
| ① 事業名 | ② 事業者名及び連絡先 | ③ 事業区域（所在地住所、面積） | ④ 発電施設種別 |
| ⑤ 想定発電出力 | ⑥ 工事予定期間 | ⑦ 工事施工者（住所・氏名） | ⑧ 標識設置年月日 |

7 施設の維持管理（条例第 18 条）

(1) 施設設置後の適切な維持管理について

災害発生及び自然環境、景観、生活環境等に影響を及ぼさないように、施設及び事業区域内の点検を定期的に行う等、常時、安全かつ良好な状態となるように維持管理に努めてください。

(2) 維持管理における周辺関係者への対応

維持管理において、周辺関係者から苦情や意見の申し出があった場合は、現地を確認し、必要な対策を話し合う等、誠意を持って対応してください。

なお、維持管理において周辺関係者に影響を及ぼすような大きなトラブルが発生した場合は、必ず市担当課へ報告するようにしてください、

8 施設の廃止（条例第 19 条）

(1) 廃止の届出（規則第 10 条第 1 項）

施設の廃止には、廃止する時期を明らかにし、あわせて廃止後における土地に関して適切な措置（現状復旧等）を行っていただく必要があります。

施設を廃止する場合には、廃止する日の 30 日前までに、「施設廃止届出書（様式第 8 号）」に以下の書類を添付して、市担当課へ提出してください。

添付書類	明示すべき事項
事業区域の現況写真	廃止する前の施設、その他事業区域の現況が分かる写真
事業区域の平面図	特定施設の廃止後において計画されている措置の内容

- ・提出期限： 廃止しようとする日の30 日前まで
- ・提出部数： 3 部（正本 1 部、副本 2 部）

(2) 廃止完了後の通知（規則第 10 条第 2 項）

廃止に伴う適切な措置を講じた上で施設の廃止が完了した時には、速やかに以下の書類を市担当課へ提出してください。

添付書類	明示すべき事項
事業区域の現況写真	廃止後の事業区域の現況が分かる写真

- ・提出期限： 廃止後速やかに
- ・提出部数： 3 部（正本 1 部、副本 2 部）

第4章 指導・勧告、公表

1 指導又は勧告（条例第20条）

（1）指導又は勧告について（規則第11条）

本条例では、届出手続き等に不備があったとき、又は、事業に伴い災害の発生防止や良好な自然環境・景観及び生活環境に影響を及ぼす恐れがある場合に、事業者に対し必要な措置を講ずるよう指導又は勧告を行うことができる規定を設けています。なお、指導又は勧告の基準は以下のとおりで、通知は「指導・勧告通知書（様式第9号）」にて行います。

※ 指導又は勧告の基準

1	事業者が、事業区域における該当行政区の同意を得ないで設置工事に着手したとき、又は、市長の同意を得る必要がある禁止区域又は抑制区域を含む事業において市長の同意を得る前に設置工事に着手したとき
2	事業者が、市長に事業の届出を行う前、又は、審査結果の意見に対して必要な措置を行った旨の届出を行う前に設置工事に着手したとき
3	事業者が、事業の届出（変更届出を含む）を行わなかったとき、又は、虚偽の協議をしたとき
4	事業者が、審査結果の意見に対して必要な措置を行った旨の届出を行わなかったとき、又は、虚偽の協議をしたとき
5	事業者が、事業の実施に係る届出（着工・完了・中止・再開）を行わず、又は、虚偽の協議等をしたとき
6	事業者が、施設の廃止に伴う事前の届出又は廃止完了後の届出を行わず、又は、虚偽の協議等をしたとき
7	事業者が、適正な設置及び維持管理を怠り事業区域外に被害を与えたとき、又は、被害を与える恐れがあるとき
8	その他、市長が必要と認めるとき

2 公表（条例第21条）

（1）公表について

条例第20条の指導又は勧告のうち、「勧告」を受けた事業者が正当な理由なくその勧告に従わない場合は、次項（2）の「公表に伴う事前通知」を行った上で、責務を果たしていない事業者として、その氏名又は名称を公表するとともに、加えて、公表の内容を「経済産業省（四国経済産業局）」へ通知します。

（2）公表に伴う事前通知について（規則第12条）

（1）の公表を行う場合には、当該事業者に対して、事前に「公表の事前通知書（様式第10号）」にて公表の理由を通知します。その際に、事業者が公表の理由に対して不服がある場合には、定められた期限内において「弁明書（様式自由）」の提出が認められています。

FIT法との関係

FIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則）において、関係法令（条例を含む）の規定を順守していない場合は、認定の取消しが講じられることが規定されています。

本条例も関係法令の対象となるため、条例の規定に背いた行為を行う場合には、経済産業省によりFIT法の認定の取消しが行われることがあり得ることに留意する必要があります。

第5章 経過措置

1 経過措置（条例付則）

(1) 既存施設等（※）に対する本条例の適用について

※ 既存施設等（本条例の公布日までに完成している既存施設及び本条例の施行日までに工事に着手又は完成する施設）についても、以下のとおり施行日から本条例が適用される規定があります。

- 条例公布日：令和2年4月1日（本条例を一般に広く知らせるために公示する日）
- 条例施行日：令和2年7月1日（本条例の効力が発生する日）

注：工事着手の範囲には、事業区域における造成工事を含むものとし、現地調査、測量、樹木の伐採等の準備工は含みません。

□ 既存施設等における施行日（令和2年7月1日）からの条例規定適用一覧表

番号	条例の規定	工事着手時期	適用	適用要件等
1	事業者の責務 (5条)	R2//3/31以前	○	第2項条文中の「必要な費用を確保し」を、「必要な費用の確保に努め」に読み替える。
		R2/4/1～6/30		
2	禁止／抑制区域 (8条・9条)	R2//3/31以前	△	R2.7.1以降に変更届出に該当する事業計画の変更を行う場合に適用
		R2/4/1～6/30		
3	事前協議 (10条)	R2//3/31以前	△	R2.7.1以降に変更届出を行う場合に適用
		R2/4/1～6/30		
4	周辺関係者への説明 (11条)	R2//3/31以前	△	R2.7.1以降に変更届出に該当する事業計画の変更を行う場合に適用
		R2/4/1～6/30	○	R2.7.1以前に周辺関係者への事前説明を行っていない場合に適用。なお、第2項条文中の「同意を得なければならない」を「同意を得られるように努めなければならない」に読み替える。
5	事業の届出 (12条)	R2//3/31以前	△	R2.7.1以降に変更届出を行う場合に適用
		R2/4/1～6/30		
6	審査 (13条)	R2//3/31以前	△	R2.7.1以降に変更届出を行う場合に適用
		R2/4/1～6/30		
7	事業の実施に係る届出 (16条)	R2//3/31以前	△	R2.7.1以降に変更届出を行う場合に適用
		R2/4/1～6/30		
8	標識の提示 (17条)	R2//3/31以前	△	R2.7.1以降に変更届出を行う場合に適用
		R2/4/1～6/30		
9	維持管理 (18条)	R2//3/31以前	○	
		R2/4/1～6/30		
10	施設の廃止 (19条)	R2//3/31以前	△	R2.7.1以降に廃止を行う場合に適用
		R2/4/1～6/30		
11	指導又は勧告 (20条)	R2//3/31以前	○	第1項第7～8号を適用（第1項第1～6号は、R2.7.1以降に変更届出に該当する事業計画の変更又は施設の廃止を行う場合に適用）
		R2/4/1～6/30		
12	公表 (21条)	R2//3/31以前	○	第20条第1項第7～8号に伴う勧告に対して適用（第20条第1項第1～6号の勧告に対する公表は、R2.7.1以降に変更届出に該当する事業計画の変更又は施設の廃止を行う場合に適用）
		R2/4/1～6/30		

【凡例】：「○」適用 「△」右欄の要件に該当する場合に適用

第6章 様式集

様式第1号(第3条関係)

再生可能エネルギー発電事業計画書

1 設置者及び関係者の概要

項 目		内 容	備 考	
事 業 名				
事業者	(ふりがな)			
	氏名(法人の場合は事業者名)			
	代表者※	役 職		
		(ふりがな)		
	氏 名			
	住所(法人の場合は主たる事務所所在地)	(〒 -)		
	電話番号			
FAX番号				
管理者	(ふりがな)			
	氏名(法人の場合は事業者名)			
	担当者※	役 職		
		(ふりがな)		
	氏 名			
	住所(法人の場合は主たる事務所所在地)	(〒 -)		
	電話番号			
FAX番号				
メールアドレス				
土地所有者	(ふりがな)			
	氏名(法人の場合は事業者名)			
	担当者※	役 職		
		(ふりがな)		
	氏 名			
	住所(法人の場合は主たる事務所所在地)	(〒 -)		
	電話番号			
FAX番号				

※印の欄は法人の場合に記載してください。

2 事業区域の概要

項目		内容	備考
所在地	地名地番		
	住居表示		
事業区域面積		m ²	
事業区域における緑化面積・率		m ² %	

3 施設の概要

項目	内容			
発電施設種別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力			
設置形態	<input type="checkbox"/> 平地 <input type="checkbox"/> 斜面地 <input type="checkbox"/> 水面 <input type="checkbox"/> その他 ()			
敷地所有	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他 ()			
従前の土地利用	<input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> その他 ()			
想定発電出力	kW			
附属施設	名称		面積	m ²
	名称		面積	m ²
接続道路	道路名		幅員	
雨水放流先				

4 工事期間

項目	内容	備考
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	

5 管理方法等の概要

項目	内容	備考
保守点検・維持管理		
維持管理費用及び撤去費用の積立	※別途、施設の維持管理費用及び廃止費用の積立計画書（様式自由）を作成して添付すること	

6 廃止後における計画概要

項目	内容	
廃止予定日	年 月	
施設撤去予定日	年 月	
撤去後の計画	廃棄物の処理について	
	整地, 緑化, 修景等について	

7 禁止区域及び抑制区域の確認状況

項目		確認日	区域の該当	備考
禁止区域に関するもの	地すべり等防止法の地すべり防止区域	年 月 日	有・無	
	急傾斜地の崩壊による災害の発生の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域	年 月 日	有・無	
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害警戒及び土砂災害特別警戒区域	年 月 日	有・無	
	砂防法第2条の砂防指定地	年 月 日	有・無	
	市内の重要文化的景観区域または都市計画に定める伝統的建造物群保存地区の区域	年 月 日	有・無	
	景観条例により策定された景観計画の設定区域	年 月 日	有・無	
抑制区域に関するもの	自然公園法第2条第3号の国定公園及び同条第4号の県立自然公園	年 月 日	有・無	
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条の特別保護地区	年 月 日	有・無	
	農地法第4条第6項第1号イの農用地区域及び同号ロの集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地	年 月 日	有・無	
	森林法第25条の保安林	年 月 日	有・無	
	河川法第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域	年 月 日	有・無	
	都市計画法第9条第22項の風致地区	年 月 日	有・無	
	文化財保護法第92条第1項の埋蔵文化財を包蔵する土地	年 月 日	有・無	
	建設省砂防課長通達の土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所）区域	年 月 日	有・無	
	ツル・コウノトリの飛来地域、国の特別天然記念物や絶滅危惧種、その他希少な動植物が生息、自生している地域、歴史上又は学術上重要な自然環境や景観を有している地域、四国西予ジオパークにおけるジオサイト等、保全に向けた配慮が必要と認められる区域	年 月 日	有・無	

8 審査基準への適合状況

① 施設の設置に係る防災上の措置に関する事項

項目	設計概要（審査基準への適合状況）	
	適／不適 /該当なし	適／不適の説明
ア 盛土、切土及び埋土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路又は排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。		
イ 造成を行う場合は、当該造成が宅地造成等規制法第3条第1項の宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の技術的基準の例による基準に適合したものであること。		
ウ 傾斜度が30度以上である土地に施設を設置する場合は、土質試験等に基づく地盤の安定計算を行っていること。この場合において、当該地盤の安全を保つための措置を講じる必要があると認められる場合にあっては、当該措置が講じられていること。		
エ 事業区域内の雨水、その他の地表水を排除することが可能な排水施設の設置又は必要な措置が講じられていること。		
オ 排水路、河川その他の排水施設の放流先の施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他の適切な施設が設置されていること。		

② 事業区域の周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項

項目	設計概要（審査基準への適合状況）	
	適／不適 /該当なし	適／不適の説明
ア 事業区域内に生育する木竹を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限のものであること。		
イ 施設の設置事業に伴う土砂の流失等による濁水の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。		
ウ 設置工事の施行に使用する工事車両による排出ガスの排出を抑制し、並びに騒音及び振動を防止するために必要な措置が講じられていること。		
エ 良好な景観を保全するために必要な措置が講じられていること。		
オ 施設の設置事業に伴う自然環境及び自然動植物に与える影響を、可能な限り回避するように努めていること。		
カ 発電設備及び発電設備に係るパワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備は、周囲の景観に調和した色彩とすること。		
キ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものとする。		
ク 太陽光発電設備の事業区域が住宅等に近接している場合は、太陽光の反射によるまぶしさを与えないようにするため、植栽、フェンスの設置その他の必要な措置が講じられていること。		
ケ 太陽光発電設備または風力発電設備の事業区域が住宅等に近接している場合は、発電設備から生じる騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。		
コ 風力発電設備の事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電設備の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含めた、日影対策のための適切な措置が講じられていること。		
サ 風力発電設備の設置にあたっては、テレビジョン放送の電波その他の電波に障害を発生させないための必要な措置が講じられていること。		

③ 施設の設計の安全性の確保に関する事項

項目	設計概要（審査基準への適合状況）	
	適／不適 /該当なし	適／不適の説明
ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の規定による事業計画の認定申請をした場合にあっては、当該認定を受けているか、又は認定を受けることが確実に見込まれること。		
イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の規定による事業計画の認定申請をしていない場合にあっては、同条第3項の認定における再生可能エネルギー発電設備の設計に関する技術的基準の例による基準に適合したものであること。		

④ 周辺関係者との良好な関係性に関する事項

項目	概要（審査基準への適合状況）	
	適／不適 /該当なし	適／不適の説明
ア 事業計画の内容及び施設の設置について、該当行政区の同意及び近隣住民等の理解が得られていること。		
イ 周辺関係者から意見の申し出に対し、意見を申し出た周辺関係者と協議し適切に対応していること。		

再生可能エネルギー発電事業届出書

年 月 日

西予市長 様

申請者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
電話 () - 番

印

西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第12条第1項の規定により、下記の事業について関係書類を添えて届け出ます。

記

事業名

関係書類 (添付書類に○)

- 1 再生可能エネルギー発電事業計画書 (様式第1号)
- 2 法人の登記事項証明書 ※事業者が法人の場合
- 3 住民票抄本 ※事業者が個人の場合
- 4 位置図、区域図 ※事業区域の現況写真を添付
- 5 土地利用計画図(平面図)
- 6 土地造成計画図(平面図、断面図)
- 7 給排水計画図(平面図、断面図)
- 8 流量計算書
- 9 排水施設構造図
- 10 建築物設計図(平面図、立面図、断面図)
- 11 工作物設計図(平面図、立面図、断面図)
- 12 公図、登記事項証明書 (全部事項) ※説明に係る範囲、地番、所有者、地目が明記されているもの
- 13 該当行政区説明会報告書 (別紙1) 及び同意書の写し
- 14 近隣住民等説明報告書 (別紙2)
- 15 施設の維持管理費用及び廃止費用積立計画書(任意様式)
- 16 他法令による許認可等の写し ※他法令の許認可を受けている場合
- 17 その他書類 ()

該当行政区説明会報告書

事業名	
行政区（自治会）名	
説明会開催日 年 月 日（回目） 場所	
事業説明者氏名	
行政区参加者人数・氏名	
説明会の概要	
該当行政区からの意見、要望	意見、要望への対応
添付書類 説明会資料一式 同意書（写し）・・・様式自由	

上記報告については、説明会の内容・意見・要望と相違ありません。

西予市長 様

年 月 日

事業者住所

事業者氏名

印

電話

年 月 日

該当行政区名

該当行政区長住所

該当行政区長氏名

印

電話

近隣住民等説明報告書

番号	氏名	住所	事業との関係性	説明日	説明方法	理解状況	同意書等	意見・要望及び対応
1				年 月 日				
2				年 月 日				
3				年 月 日				
4				年 月 日				
5				年 月 日				
6				年 月 日				
7				年 月 日				
8				年 月 日				
9				年 月 日				
10				年 月 日				

- ・説明時に使用した資料及び同意書等（様式自由）がある場合はその写しを添付すること。
- ・説明を行った近隣住民等の位置関係がわかるように、住宅地図等を添付すること。

事業者変更届出書

年 月 日

西予市長 様

申請者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

..... 印

.....
電話 (.....) 番

西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第12条第3項の規定により、下記のとおり事業者の変更を届け出ます。

事業名	
発電施設種別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力
事業区域の所在地	
変更日	年 月 日
譲渡者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
譲受者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
変更理由	

※ 事業者が変更されたことを証する書面を添付すること

事業変更届出書

年 月 日

西予市長 様

事業者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

..... 印

.....
電話 (.....) 番

西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第12条第4項の規定により、下記の事業の変更について関係書類を添えて届け出ます。

事業名	
発電施設種別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力
事業区域の所在地	

設計又は施行方法 の変更内容	変更前	変更後
変更理由		

※ 再生可能エネルギー発電事業届出書(様式第2号)に添付した関係書類のうち変更を行う事項に係る書類及び、該当行政区及び近隣住民等への説明に係る報告書を添付すること

審査結果通知書

第 号
年 月 日

事業者 様

西予市長



年 月 日付けで届出のあった再生可能エネルギー発電事業の審査結果について、西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第15条第1項の規定により次のとおり通知します。

事業名	
発電施設種別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力
事業区域の所在地	
審査の結果	
	条例第12条第2項に該当する事業の場合 (※2) 同意 (する ・ しない)
意見 (※1)	

※1 意見に対して必要な措置を講じて、審査意見措置届出書(様式6号)にて届出てください。

なお、届出を怠ったまま事業の工事に着手した場合は、指導・勧告の対象となります。

※2 条例第12条第2項に該当する事業の場合、同意を得ないで事業の工事に着手した場合は、指導・勧告の対象となります。

審査意見措置届出書

年 月 日

西予市長 様

事業者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

..... 印

.....
電話 (.....) 番

年 月 日付け 第 号で通知のあった再生可能エネルギー発電事業審査結果の意見について、以下のとおり措置を講じましたので、西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第15条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

事業名	
発電施設種別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力
事業区域の所在地	
意見対する措置内容	

工事届出書（着手・完了・中止・再開）

年 月 日

西予市長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）



電話（.....）..... ー..... 番

西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第16条第1項の規定により、工事の（着手・完了・中止・再開）について届け出ます。

事 業 名	
発 電 施 設 種 別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風 力
事 業 区 域 の 所 在 地	
工事の（着手、完了、中止、再開） 年 月 日	年 月 日
工 事 の 中 止 （ 再 開 ） の 理 由	

添付書類

- 着手又は再開の場合・・・ 1. 工事工程表
- 中止又は完了の場合・・・ 1. 工事着手前、中止時点又は完了後の状況が分かる写真（前後同一アングル）
2. 各種工事の工程の状況が分かる写真
3. 構造物・造成工事の出来形測定写真（完了時のみ）
4. 届出図書（変更届出図書）に対して、朱書きで実測値、使用材料、規格値等を記載したもの。（完了時のみ）

施設廃止届出書

年 月 日

西予市長 様

申請者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

..... 印

.....
電話 (.....) 番

西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	
発 電 施 設 種 別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風 力
事 業 区 域 の 所 在 地	
廃 止 発 電 出 力	
廃 止 事 業 区 域 の 面 積	
廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日
廃 止 後 に お い て 行 う 措 置	

※ 廃止前の現況写真及び廃止後の措置を示した平面図等の資料を添付すること

指導・勧告通知書(指導・勧告)

第 年 月 号
日

事業者 様

西予市長



西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第20条第1項の規定により次のとおり(指導・勧告)します。

事業名	
発電施設種別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力
事業区域の所在地	
指導・勧告の理由	

※ 勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、条例第21条第1項の規定に基づき、その事実を公表することとなります。

公表の事前通知書

第 年 月 日 号

事業者 様

西予市長 印

西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第21条第2項の規定により次のとおり通知します。

事業名	
発電施設種別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力
事業区域の所在地	
公表の内容	
公表予定日	年 月 日
公表の理由	

※ 上記について不服があるときは、年 月 日までに西予市長に弁明書の提出
ができます。